

浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い、業務委託（建設関連業務を除く。以下同じ。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「市物品の購入等」という。）の適正な履行を確保するため、物品購入等入札資格参加者名簿（物品の購入、業務委託・賃貸借）に登載された者（以下「有資格業者」という。）が市物品の購入等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の入札参加停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 市長が入札参加停止を行ったときは、市物品の購入等の契約のための指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め入札参加停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定

める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第2第5号及び7号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- （1）談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- （2）別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- （3）別表第2第4号又は第5号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- （4）入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
- （5）市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

（報告）

第6条 市物品の購入等を施行する課長（課長に準ずる者を含む。以下同じ。）は、所管する市物品の購入等について別表第1に掲げる措置要件に該当する事実があると認められるとき又はその疑いがあるときは、直ちに事故等発生報告書を調達課長に提出しなければならない。ただし、

調達課長が自ら執行するものを除く。

2 市物品の購入等を施行する課長（課長に準ずる者を含む。以下同じ。）は、静岡県内における物品購入等で市物品の購入等以外のもの（以下「一般物品の購入等」という。）について別表第1に掲げる措置要件に該当する事実があると認めるとき又はその疑いがあると認めるときは、直ちに前項の報告書を調達課長に提出しなければならない。ただし、調達課長が自ら執行するものを除く。

3 市物品の購入等を施行する課長（課長に準ずる者を含む。以下同じ。）は、別表第2に掲げる措置要件に該当する事実があると認めるとき又はその疑いがあると認めるときは、直ちに入札参加停止事由発生報告書を調達課長に提出しなければならない。ただし、調達課長が自ら執行するものを除く。

（審査）

第7条 調達課長は、前条の規定による報告書を受領したときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

（入札参加停止の通知）

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市物品の購入等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 市長は、市物品の購入等において、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、市物品の購入等について、入札参加停止の期間中の有資格業者が当該市物品の購入等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（様式）

第12条 この要綱の施行に関し必要な報告等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行日前に入札参加停止等の措置を受けたものについては、この要綱の相当規定により、入札参加停止を受けたものとみなす。

附 則

平成6年4月1日施行の浜松市物品の購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加停止措置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 静岡県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	入札参加停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑物品の購入等)</p> <p>2 市物品の購入等にあたり、過失により市物品の購入等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 一般物品の購入等にあたり、過失により物品の購入等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、市物品の購入等にあたり、契約に違反し、市物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市物品の購入等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般物品の購入等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた物品の購入等の関係者事故)</p> <p>7 市物品の購入等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、物品の購入等の一部再委託先を含む受託者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般物品の購入等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、物品の購入等の一部再委託先を含む受託者等に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p> <p>2 週間以上 2 カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	入札参加停止期間
<p>(贈賄)</p>	
<p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が浜松市の職員（以下のこの表において「市職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p>	<p>4 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1 カ月以上 2 カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市物品の購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>6 カ月以上 2 4 カ月以内</p>
<p>5 市物品の購入等及び県内公共機関が発注する物品購入（以下「県内物品の購入等」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市物品の購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1 8 カ月以上 3 6 カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>6 一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第9号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>6 カ月以上 2 4 カ月以内</p>

<p>7 市物品の購入等及び県内物品の購入等に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1 8 カ月以上 3 6 カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市物品の購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定による罰金刑を宣告され、市物品の購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 9 カ月以内</p>

年 月 日

(あて先) 調達課長

長

事故等発生報告書

浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1の第 項に該当する事故等が発生しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 商号または名称	
2 代表者の氏名	
3 物品の購入等の名称	
4 事故等の発生時期	
5 事故等の発生場所	
6 事故等の内容	

年 月 日

(あて先) 調達課長

長

入札参加停止事由発生報告書

浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱別表第 〇 第 〇 項に該当する事由が発生しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 商号または名称	
2 代表者の氏名	
3 物品の購入等の名称	
4 発生時期	
5 発生場所	
6 内容	

第 号
年 月 日

様

浜松市長

入 札 参 加 停 止 通 知 書

下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので、通知いたします。今後は、このような事態が生ずることのないように十分注意してください。

なお、今後の改善措置について報告してください。

記

1 入札参加停止 の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2 入札参加停止 の理由	

第 号
年 月 日

様

浜松市長

入 札 参 加 停 止 通 知 書

下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので、通知いたします。今後は、このような事態が生ずることのないように十分注意してください。

記

1 入札参加停止の期間	年 月 日から 公訴の提起又は公訴をしない処分が行われたことが明らかとなる日まで
2 入札参加停止の理由	

第 号
年 月 日

様

浜松市長

入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって入札参加停止を行った旨を通知しましたが、
このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の入札参加停止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更後の入札参加停止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更の理由	

第 号
年 月 日

様

浜松市長

入 札 参 加 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって入札参加停止を行った旨を通知しましたが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。